

平成29年3月6日開催

高崎市第32回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第32回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、3番、深井喜久司委員から欠席との連絡がございました。なお、10番の岸委員さんにおきましては、少々おくれるということで連絡がありましたので報告をさせていただきます。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、11番、伊藤委員、17番、大山委員の2名を指名いたします。書記の任命につきましては、事務局の武藤主任主事を任命いたします。

それでは、議事に入ります。発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、所有権を取得後家族の病気により計画を実行することが困難となったためとのことでございます。変更後の契約の内容といたしましては売買、転用目的は一般住宅、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことでございます。なお、変更後の5条許可申請が提出されております。22ページ、ナンバー16が関連案件でございます。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、計画者が亡くなり計画が実行されなかったためとのことでございます。変更後の契約の内容は売買、転用目的は一般住宅で、申請地を買い受けて自己用住宅を建築したいとのことでございます。関連案件といたしまして、新たな第5条許可申請が提出されております。議案書28ページのナンバー44の案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1からナンバー3につきましては、事前調査案件でございます。また、ナンバー1からナンバー3につきましては関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

事務局、ナンバー1からナンバー3の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

5ページの1から3番でございます。こちらは同一の譲受人による新規就農の案件でございます。

1番 契約内容は賃貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は使用貸借、農業新規参入のため祖父より申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

譲受人なのですが、現在20歳になりまして、今月この3月に農林大学校を卒業予定になっております。それから、もともと実家のほうで農業をされていたということで機械に関しては軽トラ、トラクター、コンバイン、それから田植機のほうを所有しているとのことです。

それでは、審議資料のほうをごらんください。3条の1から3の審議資料になります。営農計画書になるのですが、まず1番の就農の動機なのですが、子供のころからおじいさんの農業の手伝いをしていたということで、高校のときから農業のほうをしようということで考えていたとのことです。

2番の将来の農業経営の構想なのですが、当初は水稻で農業を始めて、順次ハウスの設置をしていってチンゲンサイの栽培で収入を増やす計画になっております。

続いて、3番の職歴及び農業経験なのですが、県立農林大学校野菜専門技術課程を3月に卒業予定になっております。

また、農業経験なのですが、子供のころから手伝いをしていたことと、あと農林大学校に通いながら農業をされていたとのことです。

続いて、4の農業経営の概要なのですが、目標は5年の目標になっております。(1)の家族と農業従事者ですが、当初は申請者1名で行っていく予定でして、だんだんと忙しくなってきたらお母さんのほうに手伝ってもらおうという予定になっております。

続いて、(2)の経営土地面積なのですが、当初時面積合計が81平米、目標時面積が100平米となっております。今回の申請で約100平米の取得になります。この当初のチンゲンサイの1アールについては、現在自宅にあるハウスの面積になりまして、今回の申請で取得後、ハウスも設置して、将来的には20アールをハウスの予定になっております。

それでは、1枚おめくりください。(3)の作目構成ですけれども、チンゲンサイ、ネギ、水稻で予定をされております。その下、(4)の作付計画ですけれども、チンゲンサイが、1年中、ハウスのほうを設置してからなのですけれども、続いてハウスのほうで順次作付をして年5回の出荷を予定されているところです。ネギに関しても約1年間作付されて栽培のほうをされる予定になっております。

続いて、(5)の出荷計画ですけれども、JAに出荷を予定されております。

続いて、5の経営試算なのですけれども、別紙のとおりということになっております。

2枚おめくりください。手書きで書かれた表になるのですけれども、まず上の表、作物別生産額になるのですけれども、一番右の粗収益になります。当初の予定ではチンゲンサイが20万円、ネギが147万円、水稻で43万2,000円で1年目の合計粗収益が210万2,000円で予定をしております。5年後の粗収益の予定ですけれども、チンゲンサイは528万円、ネギが161万円、水稻で43万2,000円、合計で732万2,000円で計算をされております。

続いて、下の表の農業経営費になりますけれども、一番左の下から3番目が農業経営費、経費のことであります。1年目の経費が94万5,000円で粗収益との差し引きで農業所得が115万7,000円、5年目の経費が411万、差し引きで農業所得が333万2,000円で計算をされております。

1枚戻っていただいて、6の資金計画になるのですけれども、(4)の目標年までに取得する資本装備ですけれども、施設でパイプハウスを6棟リースで設置する予定になっております。今、農林課で、申請者が認定新規就農者の申請をされておまして、こちらがとれますとリースが受けられるというような計画になっております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は、第2班の調査でございますので、調査班長の生方委員から報告をお願いいたします。

○8番生方委員 第2班、生方より報告させていただきます。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取り調査をした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受人1名の出席でした。

質問1 3月に農林大学校を卒業するとのことですが、今まで家で農業を手伝っていたのですか。

回答 手伝いではなく、自分でやっていました。昨年は、自宅の農地でナスを600本ほど作付しました。

質問2 おじいさんが農業をされていたとのことですが、農業の指導はおじいさんやお父さんから受けているのですか。

回答 農協の指導を受けてしております。祖父は病気で農業はできません。また、父も他の仕事をしていますので農業はやっておりません。

質問3 就農の動機は何ですか。

回答 私が子供のころ、祖父が酪農と水稻をやっておまして、私は祖父の手伝いをしていました。楽しく感じ、そのころから農業をしたいと考えていて現在に至っています。

質問4 チンゲンサイをメインにやっていくとのこと、目標としてはハウスを6棟設置する計画になっていますが、設置は毎年ふやしていくのか、一気に設置するのか、どのような計画で考えていますか。

回答 現在、農林課で認定新規就農者の申請をしておまして、それが今年とれば来年中には6棟にして、それ

からその後のことを考えていきたいと思っています。

質問5 新規就農ということで補助金などは受ける予定ですか。

回答 補助金については、去年、農林課と話をしてきましたが、祖父の所有する農地の名義を私に変えないと受けられないとのことで、家族と話しましたが、今は名義を変えられないということになり、補助金を受けることは考えずにやろうと思っています。

質問6 チンゲンサイは、年に何回出荷する予定ですか。

回答 5回の出荷を考えています。

質問7 高崎のJAはチンゲンサイに力を入れています。新規就農ということでぜひ頑張ってください。

回答 ありがとうございます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい。

○18番青柳委員 18の青柳なのですけれども、この6棟というのは20アールをつくるという意味の6棟なのか。

○部会長 事務局。

○事務局 20アールの土地に対して6棟、既に今1棟ありますので5棟を新規に建てる予定になっております。

○部会長 どうぞ。

○18番青柳委員 ということは、20アールに、ハウスをつくるということね。

○事務局 はい。

○18番青柳委員 はい、わかりました。

次、いいですか。

○部会長 はい、どうぞ。

○18番青柳委員 新規就農なのだから補助金もそうなのだけれども、金借りられると思うのよね。いろいろあると思うのだけれども教えてやってください。

○部会長 事務局。

○事務局 そちらの質問の対応なのですが、議案書を見ていただきたいと思うのですが、当初、去年農林課のほうで相談をされたときにこの議案の今1、2、3とあるのですが、2番と3番の農地に対して経営をしていきますよという形で相談をいただいていた。2番が、おじいさまから使用貸借で借りるということになりまして、そちらが約4反、3番が2反ちょっとになりますので、親族からの借入れが過半を過ぎてしまう場合は5年以内に所有権移転をしないとだめですよという条件が新規の補助を受ける方があるみたいで、今回その1番が加わったことになりまして、親族から借り受けるものが過半以下になりましたので、そちらにつきましては改めて事務局のほうからも申請人にはお話をさせていただいて補助が受けられる条件は調ったのではないかとということでもう一度申請人にはご案内をしてみます

ので、補助を本人が受けたいということであれば、条件的にはちょっと先ほどの内容とか変わってきているのかなということでございます。

以上です。

○部会長 どうぞ。

○18番青柳委員 補助金もそうですし、新規就農というので無利子のもあったりいろいろあるのだから、初めてというのかあるいはわからないと思うけれども、いろいろなところでどうしても金が必要になったら借りられるものは借りられるようにしてやったほうがいいと思う。そういうことでよろしく願いいたします。

○事務局 ご案内させていただきます。

○18番青柳委員 以上です。

○部会長 ほかは、どうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、ナンバー1からナンバー3につきまして異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

4番 契約内容は使用貸借、家族営農から法人経営に移行したく申請地を法人で借り受けたいという申請でございます。

5番 契約内容は貸貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は貸貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は貸貸借、申請の理由といたしましては7番と同様でございます。

9番 契約内容は貸貸借、申請の理由は7番と同様でございます。

10番 契約内容は貸貸借、申請の理由は7番と同様でございます。

11番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、後継者として耕作してきた土地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は贈与、経営農地に近い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は贈与、自宅隣地の農地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は贈与、以前より管理を任されている申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、自宅に隣接した申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は贈与、親戚より申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、園芸療法によるリハビリ及び自立支援を図るための作業農地として申請地を買い受けたという申請でございます。

20番 契約内容は贈与、申請地を叔父より譲り受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は売買、公共事業の代替地として申請地を買い受けたという申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて所有農地と一体で耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて所有農地と一体で耕作したいという申請でございます。

25番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

26番 契約内容は贈与、申請地を母から譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

28番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

続きまして、29番、30番でございますが、こちら関連する案件でございますので、一括して説明させていただきます。

29番 契約内容は売買、今まで管理を任されていた申請地を買い受け耕作したいという申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、今まで管理を任されていた申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

33番なのですけれども、こちらについては後ほど5条のほうでもご説明するのですけれども、5条の一時転用の許可が添付の書類が一部不足しておりますので、本日までそろいませんでしたので、33番については5条と同じく保留でお願いしたいと思います。

33番につきましては、5条のほうでもご説明いたしますが、添付書類の不備がございますため保留としていただければと思います。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては33件でございます。このうちナンバー7からナンバー10を除く案件につきましては、第3条第2項に該当しない、またはただし書きに該当するため許可要件の全てを満たしております。また、7から10につきましても、第2項第2号に該当いたしますが、第3号各号に該当するため、こちらに

つきましても許可の要件を満たしていることをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入りますが、ナンバー17については生方委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないとありますので、ナンバー17を最終の審議質疑とし、その際は生方委員の一時ご退席をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー17を除いて質疑をお受けしたいと思います。

○18番青柳委員 1つ、いいですか。

○部会長 はい、どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳なのですけれども、この29、30は、現在は榛名町に住んでいるのだから、別に向こうでしているわけではないのでしょうか。

○部会長 事務局。

○事務局 そうですね、今現在はこちらの申請地で管理を任されていてやっているような状態でございます。ただ、数年前そちらの方お兄様がいらっしゃるのですけれども、その方が倒れた際、実家のほうに通って通作されていたというような形になります。本申請人につきましては、もともと勤め、自衛官をされていた方でございます。勤めの合間で実家のほうにも耕作をしに行っていたということでございます。

以上です。

○18番青柳委員 では、これからやりたいというのでこれをどうせ借りるというのか、売買だからこのところはわからないのだけれども、あるいは4,000平米では足りないから人のうちのやつを借りてここを買おうというあれだけのだけれども、今までは別にやっていたという、ここでやっていたということではないということだね。この場所というのか、管理を任されていたというやつは誰かしていたのか。

○部会長 事務局。

○事務局 現地の状態なのですけれども、毎年、この方が本郷に越してきたときから既にもう譲り渡し人のほうが耕作できないということで、農業機械なり持ってきて耕作をされていたということ。

○18番青柳委員 はい、わかりました。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、33番が保留ということと、17番を除いて異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

次に、17番の審議に入りたいと思いますので、生方委員の一時ご退席をお願いいたします。

(8番生方委員 退席)

○部会長 それでは、改めて17番の質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、生方委員に入室していただいでください。

(8番生方委員 着席)

○部会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

最初に、ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置し売電を行いたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の調査資料、農地法第4条許可申請ナンバー1の審議資料をごらんいただきたいと思います。それでは、1枚目をごらんください。こちらは位置図でございます。図面中央付近にマーカーで示してあるのが申請地でございます、県立農林大学から東へ800メートルほどの位置でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目は案内図でございます。図面の方角が変わりまして、左側ホッチキスどめのほうが北になります。図面中央のマーカーで示されている部分が申請地でございます。こちらは農振農用地でございますが、周辺にはシェアリング設備の設置されている箇所が幾つかございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。中心の多くの筆が申請地の筆でございます、今回の対象地はこの筆の南側の一部分でございます。北側の部分につきましては、既にこの同じ申請者がシェアリングを実施しておりまして、フキを栽培しております。その他、東側、南側、西側につきましては、道路に囲まれております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。パネルが設置されている部分が大きく分けて2つのグループに分かれているように見えますけれども、今回の申請地は南側の部分でございます。北側のほうは既にシェアリングが実施されておりまして、フキが栽培されておりまして、北側の部分からは通り道として5メートルほど南側に間隔をあけまして、その南側に図面のとおりに新たにパネルを設置する計画でございます。今回の分の農地の申請面積が1,466平米、そのうちパネル設置部分の面積が530平米でございます。申請地に張られるパネルの枚数は432枚、支柱の本数は89本でございます。なお、図面上で各パネル列の横に数字が表記されておりますが、こちらの数字はそれぞれの列に使われている支柱の本数ということでございます。

おめくりいただきまして、5枚目がパネルの設置架台の立面図でございます。架台の高さをごらんいただきますと、一番低い位置で地上から2.7メートルということになってございます。

おめくりいただきまして6枚目、ここから最後まで営農計画書でございます。ここからは営農計画書について主なところをご説明させていただきます。

では、まず営農計画書の1枚目、下の表をごらんください。今回栽培する作物はタマネギとサツマイモということでございます。申請地の面積をちょうど半分ずつに分けて、それぞれに植えつけをする計画でございます。

続いて、おめくりいただきまして、2枚目の一番上の表をごらんください。営農に必要な農作業の期間ということになりますが、まず訂正で1年目のタマネギの1月から6月までに棒線が引っ張ってあるのがございますが、こちらは誤りですので削除をお願いいたします。

順に説明いたしますと、1年目につきましては、許可後にパネルの発注をいたしまして8月ごろまでがパネルの設置工事の予定ということで、その後11月ごろからタマネギを植えつけて営農を始める計画でございます。その後、2年目以降はサツマイモの植えつけも始まりまして、こちらの記載のとおりですので、ごらんいただきたいと思っております。

続いておめくりいただきまして、3枚目をごらんください。営農への影響の見込みというページでございますが、パネルの間隔や高さが十分にあるため日照量や機械での作業にも問題がないといった内容が記載されております。

続きまして、一番下の(3)番、下部の農地の単収という表のところになるのですけれども、こちらは申しわけありませんが、ちょっと空欄がございますので、始めに追記をお願いいたします。右側から数えて2つ目の単収の増減見込みというところがあるのですけれども、こちらは下部の農地の作物でそれぞれの作物について地域の平均的な単収と今回の単収の見込みとの比較のパーセンテージが入るのですけれども、上のタマネギが60%、下のサツマイモが80%という数値が入ります。ということで、こちらの60%、80%という数字が入りまして、こちらはそれぞれの作物について1年目での収量見込みとなっております。タマネギのほうは、地域の平均的な単収に対して60%ですので、8割には足りないのですが、3年目に8割を目指すということで、まずはこの数値ということでございます。ちなみに地域の平均的な単収の数値は、群馬県の統計資料を参考にしているとのことでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、4枚目、それから5枚目、こちらがそれぞれの作物の経営収支の表となっております。こちらは10アール当たりでの計算となっておりますけれども、参考にご確認ください。また、営農計画書の中で説明を省いた項目がございますが、記載のとおりでございますので、この後ご確認くださいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○8番生方委員 報告いたします。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取り調査をした結果について報告いたします。なお、当日は申請人本人1名の出席でした。

質問1 今回、パネル下の作物にタマネギとサツマイモを選んだ理由は何ですか。

回答 シェアリングの現場を幾つか見て回って見たところ、タマネギとサツマイモでまあまあよいものができているのを見ました。「なるほど」と思い、自分でもできるかどうか検討した結果、決めました。

質問2 シェアリングとは別に、通常のタマネギやサツマイモの栽培を行っていますか。

回答 はい。現在は自家消費ですが、栽培しています。

質問3 今後は、販売を検討しているのですか。

回答 はい。農協関連に出荷しようと準備を進めているところです。

質問4 農作業は、どなたが行うのですか。

回答 今のところは、自分と妻で間に合っています。忙しくなってきたら息子が手伝うことになっています。

質問5 過去にシェアリングの許可を受けたフキの状況はいかがですか。出荷はできそうですか。

回答 去年の3月に植えつけを行いました。うまくできたり、できなかつたりでできばえとして出荷までは至らなかったです。

質問6 北側で実施中のシェアリングと今回の申請ではパネルの向きが違いますが、なぜですか。

回答 前は地型に沿ってパネルを設置しましたが、周囲のシェアリングを見ると今回のような設置例が多く、それに倣い、より効率的に光が当たるようにしました。

質問7 雑草の処理については、どのように考えていますか。

回答 手作業で行うことになると思います。

質問8 タマネギ、サツマイモですと、フキより手間がかかると思われますが。

回答 承知しております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○1番吉井委員 1番、吉井です。この経営費の中の減価償却7万5,430円とありますが、その償却資産はどんなものなのですか。

○部会長 事務局、確認できていますか。

○依田会長 これは、総事業費が幾らぐらいになりそうなのだい。見込みが。

○部会長 事務局。

○事務局 ちょっと今10アール当たりの費用になってきていますが、今総事業費を面積で計算していますが、ちょっとお待ちください。また、減価償却なのですけれども、こちらはちょっと済みません、詳細な確認はちょっと事務局のほうでとっていないのですが、恐らくパネルの支柱とか、あとは農業用の機械とかについて当たるのかなとは思うのですけれども、ちょっと済みません、詳細までは聞いてはおりません。申しわけございません。

○部会長 はい、どうぞ。

○6番前原委員 6番、前原ですけれども、この利用する農業機械の中にトラクターとマメトラとあるのですけれども、マメトラというのはマメトラ農業機械なのですか。マメトラ農機なのですよ、たしか。これは、何なのですか。管理機なのですか。

○部会長 クボタであるのですけれども、うんとちっちゃいのです。マメトラというのもあるのですけれども、トラクターのうんとちっちゃいやつなのです。

○依田会長 パワーシャベルをユンボと言って皆さんが言うのと同じに、ユンボというのはあれはメーカー名だから。正式にはパワーシャベルというわけだから。それと同じですよ。

○部会長 うんと小さいトラクターだと思ってもらえれば大丈夫かと思うのですけれども。

○部会長 ほかにはどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、ナンバー1につきましては、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 申請地を隣接した店舗に露天駐車場用地として貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

3番 駐車場として貸していた土地に長男が家を建てるため新たに申請地を貸駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

4番 太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 現在の自宅が公共事業の土地買収を受けるため申請地に自宅を新築したいという農家住宅の申請でございます。

6番 自宅の庭として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地250平米と一体利用でございます。

7番につきましては、取下げをお願いいたします

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては7件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。ありませんか。

○全員 なし。

○依田会長 もしなければ、5番の農家住宅というのをちょっとそここのところ説明してくれないかな。どういうことで農家住宅と。

○事務局 農家住宅なのですが、調整区域とかですと、大体分家住宅とか、あとはその他の地域も含めまして11

号に開発の要件があります。そちらについては開発の要件でして、分家ですと150平米から500平米までで、11号で一般住宅と言われているものにつきましては250平米の下限がありまして、そこから750平米でございます。農家住宅の場合は、そちらから開発の要件は伴わなくて、あくまで農業委員会が農家住宅ですよと認めた場合は開発の要件は無視、無視というか免除されまして、1,000平米まで住宅用地として、あくまで農家住宅として取り上げられるものでございまして、それには農家さんの資格が必要でして、あくまでこれは内規なのですけれども、農業委員会のほうで例えば1,000平米以上耕作されている方ですよとか、あとは農業収入が15万円以上年間ないとだめですよとかと、そういった幾つかの条件をクリアした上で農家住宅として農業委員会のほうで認めているものでございます。開発のほうでほかの要件がとれない中で、農家住宅、広く面積がとれないよという場合は、こちら農家住宅という形で許可を受ければ開発のほうもそれに従いまして開発の要件は緩和されるという内容でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○依田会長 農家住宅の定義ということで非常に農家にとっては有利なありがたい制度があるよということで確認だけをさせてもらいました。

○部会長 どうですか、よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

こちらナンバー1でございますが、先ほど3条の33番でもご説明させていただきましたとおり、こちらの申請に対しまして書類の不足がございますので、今回につきましては保留でお願いしたいと思います。こちら議案の詳細につきましては、また来月ご説明させていただきます。今回につきましては保留としていただければと思います。よろしくお願いたします。

○部会長 ナンバー1につきましては保留ということでございますが、よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、続きまして一括審議に移りたいと思います。今回は案件が多いため、ナンバー2からナンバー35まで南部地区の案件を前半、ナンバー36からナンバー66までの北部地区の案件を後半にして2回に分けて審議をお願いいたします。

最初に、ナンバー2からナンバー35までの説明を事務局よりお願いいたします。

2番 契約内容は売買、事業規模の拡大に伴い資材置き場が不足しているため会社近くの申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供が成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたくお互いの職場の間に位置する申請地を買い受けて住宅を建てたいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、自動車販売業をしているが車両置き場が不足しているため申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、水道設備業を営んでいるが資材置き場が不足しているため会社近くの申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり、実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、雑種地79平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、事業規模拡大に伴い資材置き場が不足しているため会社近くの申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地54.96平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は贈与、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を叔父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。また、宅地61.32平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案第1号、ナンバー1が関連案件でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供が生まれるので手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地218.07平米と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく通勤に適した申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、高崎駅にアクセスのよい申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく現在の居宅に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も生まれ手狭なため立地条件のよい申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も生まれ手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、申請地を子より借り受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、保育所の敷地が狭く送迎用駐車場がないため申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、介護サービス業を営んでおり申請地を借り受けて老人ホームを建設し運営したいという福祉施設の申請でございます。なお、宅地640.10平米及び雑種地380平米と一体利用の計画でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供が生まれ手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を両親より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが独立したく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、以前より農業用施設として利用していた申請地が農地法上の許可を得ていなかったため是正したいという農業施設の申請でございます、宅地891.35平米と一体利用の申請でございます。

34番 契約内容は贈与、現在の居宅を介護施設として利用するため申請地を親族から譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、隣地で太陽光発電をされており管理しやすい申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の案件につきましては、34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

では、続けて進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ナンバー36からナンバー66までの説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

36番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが独立したく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

38番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて覆土置き場として利用したいという覆土置き場の申請でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて市文化芸術センター建築工事のための資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けて建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅6棟の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議をいただきました計画変更申請議案書3ページ、ナンバー2の関連案件でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。46番について補足といえますか、こちらなのですが、本日までに必要書類が調わなかったことから保留としていただきたいと思います。46番については保留でお願いしたいと思います。

47番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地107.90平米と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、歯科診療所の増築に伴い駐車場が不足しているため既存敷地の隣地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

50番 契約内容は使用貸借、宅地の形状が悪いため申請地を父より借り受けて敷地を拡張したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地322.73平米と一体利用でございます。

51番は、申請者の都合により取下げとなっております。

52番 契約内容は賃貸借、いちご狩り来客者用の駐車場が不足しており申請地をその時期のみ駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、公営住宅住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は賃貸借、現在の工事用地が期限満了となるため申請地を借り受けて新たに工事用地として利用したいという仮設事務所、倉庫、露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は使用貸借、申請地を義母より借り受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けてケアセンター勤務の職員用駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 契約内容は賃貸借、露天駐車場として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという露天駐車場の申請でございます。

60番 契約内容は売買、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて漬物だるの置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

62番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため父及び叔父が共有で所有する申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

63番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

64番 契約内容は使用貸借、申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

65番 契約内容は売買、本社に近い申請地を買い受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

66番 契約内容は売買、本社に近い申請地を買い受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件につきましては、取下げ1件を除く30件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、46番が保留、51番が取下げということで、それと38番、41番につきましては許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1番 申請人は被相続人の長男でございます。相続開始年月日は平成28年6月27日でございます。

2番 申請人と被相続人との関係でございますけれども、養子でございます。実際には孫に当たるのですが、相続の関係から養子となっております。相続開始年月日は平成28年5月10日でございます。

3番 被相続人との続柄は長男、相続開始年月日は平成28年5月17日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画について

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農用地利用集積計画について

農林課です。議案、農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て、報告することにより安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、平成29年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。別紙でお配りしている高崎市農用地利用集積計画をごらんください。

お手元にあります資料は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容と記載されております。利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明をさせていただきます。総括表のほうをごらんいただき、表紙を1枚おめくりください。利用権の設定を受ける者は103名、利用権を設定するものは192名です。利用権が設定される面積は、田の通年が192筆、22万9,005平米、田の貸借地が55筆、6万8,777平米、畑が164筆、24万7,733平米、合計で411筆、54万5,515平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積24万3,521平米、割合は44.6%となっております。

続いて、裏面の資料をごらんください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は、田が4万8,175平米、畑が2万3,144平米、3から6年未満の農用地の面積は、田が19万7,979平米、畑が16万3,028平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が1万3,163平米、畑が1,736平米、10年以上の農用地の面積は、田が3万8,465平

米、畑が5万9,825平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。よろしく審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○依田会長 では、ちょっと事務局聞かせてくれる。

○事務局 はい。

○依田会長 中間管理機構との兼ね合いで、農用地利用集積計画の中の面積と中間管理機構が集積しなさい、しなさいといっているのは、これはあれだよ、両方足して実績としては登録できるわけだよ。

○事務局 はい、そういうことですね。

○依田会長 そうだよ。

○事務局 はい。

○依田会長 わかりました。

○部会長 ほかは、よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、異議がなければ決定してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項、第1号から第4号まで事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は共同住宅用地、用途指定区分は第1種住居ほか4件、計5件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業ほか26件、計27件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約ほか8件、計9件の申請につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

ナンバー1につきましては、1月の農地部会の案件でございましたが、開発指導課との調整がございまして、許可書の交付を一時保留しておりましたが、開発指導課との調整が調いましたので、2月8日付で始末書を交付いたしました。ナンバー2以降につきましては、先月の農地部会にて許可相当とした案件のうち4条が3件、5条が34件

でございました。他法令との調整が調いましたので、2月22日付で許可書を交付いたしました。

以上、報告を終わります。

○部会長 その他の事項につきまして、事務局から何かあるようでしたらよろしく申し上げます。

○事務局 特にございません。

○部会長 大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○部会長 皆さんのほうから何かございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 そうすれば、以上で第32回農地部会を終了としたいと思います。

大変お疲れさまでした。

午後 3時05分 閉会